

標準委員会 システム安全専門部会 統合的安全性向上分科会
第 51 回統合的安全性向上分科会議事録

1. 日 時 2025 年 7 月 18 日 (金) 9:00~12:00

2. 場 所 WebEX による Web 会議

3. 出席者 (敬称略)

(出席委員) 村上主査 (東大), 松本副主査 (MRI), 倉本幹事 (NEL),
鈴木委員 (原安進), 竹内委員 (東芝 ESS), 川口 (田邊委員代理 : 東電 HD),
中村委員 (原電), 野口委員 (横浜国立大), 南委員 (委員候補 ; 関電),
廣川委員 (日立 GE ベル/ニューカニアジード), 山田委員 (中部電) (11 名)
(常時参加者) 神田 (井原代理 : 中国電), 浦野 (原電), 大家・岸根 (NEL), 小野寺 (MRI),
楠木 (電中研), 小西 (九州電), 鈴木 (中部電), 鈴木・安井 (北海道電),
武内 (四国電), 小池 (田中代理 ; 東北電), 沼田 (関電),
幅・藤井 (電源開発), 東山 (北陸電), 山川 (関電), 山本 (原燃) (18 名)
(傍聴者) 下白石・野中・本多 (九州電) (3 名)

4. 配布資料

S3SC51-1 第 50 回統合的安全性向上分科会議事録 (案)

S3SC51-2 人事について

S3SC51-3-1 IRIDM 標準の改定方針・検討ポイントとその対応方針

S3SC51-3-2 ISO31000 と照らした IRIDM 標準の構成変更検討

S3SC51-3-3 IRIDM 標準改定案 (附属書 (参考)・解説の構成・内容案)

S3SC51-3-4 IRIDM 標準改定 分科会レビューコメント対応表

S3SC51-3-5 IRIDM 標準改定案 2025/7/18 版

S3SC51-3-6 IRIDM 標準標準改定に関する中間報告 (案)

S3SC51-4 統合的安全性向上分科会検討スケジュール

S3SC51-5-1 標準委員会における倫理教育 (2025 年度) 【倫理規程改定と倫理規程にかかる価値の時代変化について】

S3SC51-5-2 2025 年度 倫理教育資料の利用について

参考資料 :

S3SC51-参考 1 統合的安全性向上分科会名簿

5. 議事内容

(1) 出席者確認

倉本幹事より、議事に先立ち、開始時点で委員 15 名中 11 名（代理出席を含め）が出席しており、分科会成立に必要な定足数を満足している旨が報告された。

(2) 資料確認

議事次第に基づき、配布資料の確認を行った。

(3) 前回議事録確認 (S3SC51-1)

倉本幹事より、資料 S3SC51-1 を用いて、第 50 回分科会議事録（案）の確認を行った。特に異議なく、確定議事録とすることが承認された。

(4) 人事について (S3SC51-2)

倉本幹事より、資料 S3SC51-2 を用いて、以下に示すとおりの委員の退任及び選任、常時参加者の登録解除及び登録、並びに委員・常時参加者の所属変更が報告され、委員の選任及び常時参加者の登録につき異議なく承認された。

- ・ 委員の退任【報告事項】
古田 光法（関西電力）
- ・ 委員の選任【承認事項】
南 則敏（関西電力）
- ・ 常時参加者の登録解除【報告事項】
関 智也（原電エンジニアリング）
粥川 正純（北海道電力）
岩谷 泰広（電力中央研究所）
黒野 晃平（中部電力）
安達 泰之（原子力規制庁）
高橋 直己（東京電力ホールディングス）
- ・ 常時参加者の登録【承認事項】
鈴木 康修（北海道電力）
楠木 貴世志（電力中央研究所）
鈴木 峻介（中部電力）
川口 智史（東京電力ホールディングス）
長谷川 智紀（原電エンジニアリング）
中川 信幸（原子力エンジニアリング）

- ・ 委員の所属変更【報告事項】

成宮 祥介（旧）原子力安全推進協会 → 新）東京大学）

廣川 直機（旧）日立GE → 新）日立GEヘルスニューカリアエナジー）

- ・ 常時参加者の所属変更【報告事項】

栗山 慎司（旧）関西電力 → 新）東京電力ホールディングス）

(5) IRIDM 標準改定 改定案の議論 (S3SC51-3-1～3-5)

倉本幹事より、資料 S3SC51-3-1～3-5 を用いて IRIDM 標準改定に関する説明がなされ、審議を行った。

主な議論は以下の通り。

(ステークホルダーという用語の定義について：資料 S3SC51-3-4 通し番号 A11 コメント)

C : 従来、ステークホルダーという言葉はネイティブではない言語圏においては、理解し難いという経緯から、 Interested Party (利害関係者) という言葉が使われていた。標準におけるステークホルダーという言葉は、利害関係者や関心者を含め広義に使われており、今一度定義については整理する必要があると考える。

C : 長音符号についての取り扱い (“ステークホルダー” は “ステークホルダ” と伸ばさない表記にする) について、JIS 現状版からは削除されている。ステークホルダ “—” の長音符号有無は他標準の記載も参考に決定する。

(箇条 4 IRIDM プロセスの特徴・恩恵の記載について：資料 S3SC51-3-4 通し番号 A14 コメント)

C : 4 章において、IRIDM プロセスが重視する価値、及び IRIDM プロセスによる恩恵を本文規定としているが、重視する価値や恩恵の具体的な内容までを規定として記載しなくて良いのではと考える。また、判断の質向上に資する価値と透明性やトレーサビリティの確保等の手順の質向上に資する価値とは分けて記載することも考えられる。

A : 記載内容自体に問題は無いため、このままでよいものとする。

(箇条 5 “IRIDM 枠組み” の記載について)

C : ISO3100 における枠組みという概念について、優れたプロセスを定めたとしてもそれを活用できる組織環境が無いと効果的にならないという意見から枠組みという言葉が生まれた。内容としてはマネジメントシステムと同義であるが、次の 2 点の理由から枠組みという言葉を使うこととしたもの。

- ・種々の企業が用いる可能性がありシステムという大々的なものを用意できない企業がある可能性があるため。
- ・ISO ではマネジメントシステムとすると認証規格となる。リスクマネジメントは認証というより経営者の裁量に任せるべき領域であるという議論があったため。

(プロセス実施者の表現について：資料 S3SC51-3-4 通し番号 A10 コメント等)

C : IRIDM プロセスの実施者について、6.8 節の意思決定結果を実装する段階では“総括責任者”，“組織要員”と表現して、他ステップでの“分析者”という表現を使用していない。これは、解説 7 に記載の通り、現行標準の考え方を踏襲したものだが、プロセス実施者の関係は整理、適正化をはかる必要があるものと考えている。
中間報告においては、現状案で報告を行い、この整理、適正化は分科会での継続審議事項として最終報告までに対処を検討する。

(附属書 B.2 の記載について)

Q : 附属書 B.2-4 において、現場担当所管という言葉に違和感がある。

A : 現場担当部署という意味であり、そう変更しても問題なく、修正を行う。

(その他、前回分科会以降の新規追加事項について)

C : 附属書 B.2 の国内事業者の IRIDM 事例については、記載内容をご確認いただきたい。また標準に記載した事業者事例についての適切な参考文献などがあれば、今後追加していくこととする。

C : IRIDM と RIDM の違いについて、解説 6 に追加したので、この記載内容もご確認いただきたい。

Q : 解説 5 と 6 はマージした方が良いのではないか。現状の解説 5 における参考文献が古いものが含まれている点も懸念している。

A : 解説 5 の記載は RIDM と IRIDM の関係性のみではなく他基準全般との関係を示したものであることから、マージすることなく解説 6 を別途記載ということとしたい。
参考文献の最新化・適切化は、他箇所も含めて全体的に見直すようにしていく。

(6) IRIDM 標準改定 システム安全専門部会中間報告案の議論 (S3SC51-3-6)

倉本幹事より、資料 S3SC51-3-6 を用いて IRIDM 標準改定に関するシステム安全専門部会中間報告案の説明がなされ、審議を行った。

主な議論は以下の通り。

C : コミュニケーションに関する節があるが、これは組織と外部のコミュニケーションだけでなく組織内のコミュニケーションも含まれている。現場と経営層とのコミュニケーションは重要であり、これに関する記載充実を中間報告以降に議論しても良いと考える。

Q : 今回の標準改定の主要な個所はどこであると説明するのか？

A : 次に示す 3 点と考えている。報告資料への追加もしくは報告時の説明で強調するようする。

- ・標準としての実用性が向上した。
- ・プロセスが不明確であった箇所は明確に理解できるよう調整を行った。
- ・問題の大小に応じたプロセスの使い分けについて明確に示した。

(7) 今後の予定 (S3SC51-4)

倉本幹事より、資料 S3SC51-4 を用いて、分科会の今後のスケジュールについて説明がなされた。

次回分科会は、10月中旬を目途に実施予定で、日程は別途調整を行う。

IRIDM 標準改定につき、8月4日のシステム安全専門部会にて中間報告を行う。

(8) 2025 年度標準委員会倫理教育 (S3SC51-5-1, 5-2)

倉本幹事より、資料 S3SC51-5-1, 5-2 を用いて、2025 年度標準委員会倫理教育の内容及び進め方について説明がなされた。

委員及び常時参加者において、教育資料と録画データを確認、視聴の上で、幹事宛に意見、感想を挙げてもらい、その内容の共有、意見交換を次回分科会において実施する。

以 上